

深川市温水プール「ア・エール」教室受講者の心得

(目的)

第1条 ア・エールが開設する教室は、専任コーチによる一貫した水泳及びエアロビクスの指導を行うことにより、受講者の水泳の普及と健康の増進及び仲間づくりの促進を図ることを目的とします。

(受講者の種類)

第2条 受講者の種類は、次のとおりです。

- (1)水泳及び水中運動系教室の受講者
- (2)陸上系運動教室の受講者

(受講者の資格)

第3条 受講者の資格は、健康状態が良好な次の方とします。ただし、18歳未満は、保護者の誓約が必要となります。

- (1)ベビー水泳教室は生後6カ月以上の方
- (2)幼児水泳教室は2歳6カ月～就学前まで
- (3)ジュニア水泳教室は4歳6カ月～中学生まで
- (4)他の教室については15歳(高校生)以上

次の事項に該当する方は受講できません。

- (1)運動に適した健康状態でない方
- (2)医師から運動を制限されている方
- (3)入れ墨をしている方、または暴力団関係者と判断される方
- (4)受講者として適当でないと判断される方

(受講証)

第4条 受講者には受講証を交付します。

- (1)受講者が教室を受講するときは、必ず受講証を提示してください。
- (2)受講証を他人に貸与、または譲渡することはできません。
- (3)受講証を紛失した場合は再発行しますので、速やかに申し出てください。

(退 講)

第5条 受講者が退講しようとするときは、退講される月の開館日末日までに、所定の退講届を提出し、最終受講日に受講証を返却してください。この場合、先に一度納入された受講料は返還できません。

※口座振替の場合

退講される月の開館日末日までに退講届を提出された場合は、納入された翌月に受講料の返還をいたします。

(受講者資格の喪失)

第6条 受講者は次の場合、その資格を喪失します。

- (1)退講
- (2)死亡
- (3)傷病等により、受講を継続することが困難となった場合
- (4)受講料を2カ月以上滞納した場合
- (5)この心得に違反した又は施設側が判断した場合

(受講手続き)

第7条 受講を希望される方は、所定の申込書を提出してください。

(受講料)

第8条 受講者は次のとおり受講料を納入してください。なお、納入された受講料は返還できません。

- (1) 受講料は前納制となっております。現金でのお支払いの場合は前月末までに納入してください。例
8月分は7月31日までにお支払いをお願いいたします。
- (2) 口座引落をされている方は前月口座引落日前日までに、口座へ入金してください。
例 6月分は5月27日に口座引落日⇒5月26日までに口座へ入金
- (3) 翌月の受講料を支払ってからの休講は、休講明けの月の受講料へ充当されます。
- (4) 入会月のみ、半月で入講する場合(15日以降の入講) 受講料を半額とします。

(受講の振替)

第9条 受講者の都合により受講を欠席した場合幼児、ジュニア、レベルアップ週1回コースの振替レッスンは、欠席日の前後1カ月の範囲内で、4回まで他の曜日に振り替えて受講することができます。
※ベビー、成人、レベルアップ等のフリー教室での振替制度はありません。

(休講)

受講者が止むを得ない事情により、ひと月のレッスンをお休みする場合は、所定の休講届をお休みする月の前月開館日末日までに提出してください。

- (1) 一度に申告できる休講期間は2カ月までとします。
- (2) 休講期間が終了すると在籍扱いとなり、受講料も発生します。

(継続受講)

第10条 受講者からの退講の申し出がない限り、自動的に継続するものとします。

(休館日及び利用制限)

第11条 休館日は、月曜日(祝日にあたるときはその翌日)及び、年末年始(12月29日から1月3日まで)のほか、次の場合、教室を休講または他の日に変更することがあります。

- (1) ア・エールが主催事業を行うとき
- (2) 専用利用があるとき
- (3) 施設整備を行う場合

(責任事項)

第12条 受講者(18歳未満は保護者)は、自己の健康に十分配慮して受講してください。

- (1) 受講者は、必ず傷害保険に加入します。
- (2) ア・エールで発生した盗難、傷病、事故などについて、ア・エールに重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
- (3) 受講者が、施設の利用中に自己の責に帰する事由によって、ア・エールまたは、第三者に損害を与えた場合、受講者はその賠償の責を負うものとします。

(変更事項の申し出)

第13条 受講者は住所、または連絡先等、すでに届けてある内容に変更があった場合は、速やかに申し出てください。